

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長 神谷 洋一 殿

リサイクル推進室長 平尾 禎秀 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会

法制度対策委員会委員長 片淵 昭人



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」に対する要望

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今通常国会で成立が見込まれる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」については、産業廃棄物処理業者の業務に影響を及ぼす可能性があることから下記の要望を提出致しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 主務大臣が定める「基本方針」（第 3 条関係）、「プラスチック使用製品設計指針」（第 7 条関係）、「特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項」（第 28 条関係）、「プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の判断の基準となるべき事項」（第 44 条関係）等を検討される際には、産業廃棄物処理業者の意見を十分に反映するようにしていただきたい。
2. 主務大臣の認定制度（市町村による再商品化計画の認定（第 33 条関係）、製造事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定（第 39 条関係）、排出事業者等による再資源化事業計画の認定（第 48 条関係））に係る主務省令の制定においては、可能な限り早期の段階で事前に産業廃棄物処理業者の意見を聞いていただきたい。また、再資源化に当たっては、産業廃棄物処理業者による廃プラスチックの収集運搬や洗浄・選別等の処理が重要になるものと思料されることから、大臣認定の事業において当該産業廃棄物処理業者が一定の役割を果たせるようにしていただきたい。
3. 「プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の判断の基準となるべき事項」に、プラスチック使用製品産業廃棄物等の焼却に伴う熱回収事業を含める場合には、その内容について事前に産業廃棄物処理業者の意見を聞いていただきたい。
4. 産業廃棄物処理業者が事業を実施するに当たっては都道府県・廃棄物処理法政令市の許可を取得する必要があることに鑑み、主務大臣の認定に係る審査においては、産業廃棄物処理業許可の審査と同等程度の審査を厳格に行っていただきたい。
5. 上記 1～3 について、産業廃棄物処理業者が意見を提出できるよう適時適切な情報提供をお願いしたい。

以上

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景


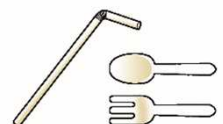
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 <ul style="list-style-type: none">● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none">➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	【使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none">● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 <ul style="list-style-type: none">● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 <ul style="list-style-type: none">● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 <ul style="list-style-type: none">● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

市町村の分別収集及び再商品化（第 5 章）

○指定法人への委託による再商品化事業

- a. 対象品：市町村の区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物
- b. 委託行為：市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る）の商品化を、容器リサイクル法に規定する指定法人に委託することができる。

• 廃棄物処理法の業許可

市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬又は処分）を実施する指定法人又は指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬又は処分）を業として実施する者は、これに係る業許可が不要。

• 廃棄物処理法の規定適用

指定法人（市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する場合）は、みなし一般廃棄物処理業者又はみなし産業廃棄物処理業者となり、廃棄物処理法における産業廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）が適用される。

指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、みなし一般廃棄物処理業者又はみなし産業廃棄物処理業者となり、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）又は廃棄物処理法における産業廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）が適用される。

○市町村計画による再商品化事業

- a. 対象品：市町村の区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物
- b. 再商品化計画の申請・認定：市町村（単独で又は共同して）が作成した再商品化計画を主務大臣が認定

• 容器包装リサイクル再商品化法の特例

認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第 2 条第 6 項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

- **廃棄物処理法の業許可**

再商品化実施者は、認定再商品化計画に従い分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）を業として実施する者は、これに係る業許可が不要となる。

- **廃棄物処理法の規定適用**

再商品化実施者は、みなし一般廃棄物処理業者又はみなし産業廃棄物処理業者となり、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業者（これらの規定の罰則を含む。）又は産業廃棄物処理法における産業廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）が適用される。

- **適用除外（第5章すべてについて）**

家電リサイクル法及び自動車リサイクル法において対象となるプラスチック使用製品が廃棄物となったもの。

製造事業者等による自主回収及び再資源化（第6章）

○ 自主回収・再資源化事業

- a. 対象品・事業者：自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化を行う者（委託を受けた者を含む。）
- b. 自主回収・再資源化計画の申請・認定：自らが作成した自主回収・再資源化計画を主務大臣が認定
- c. 委託行為：認定自主回収・再資源化事業者は、認定自主回収・再資源化事業計画に従った収集運搬及び処分を委託することができる

● 廃棄物処理法の業許可

認定自主回収・再資源化事業者は、再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分）に係る業許可が不要となる。また、同事業者から認定自主回収・再資源化事業計画に従い収集運搬及び処分を行うことを委託された者も業許可が不要となる。

● 廃棄物処理法の規定適用

認定自主回収・再資源化事業者及び同事業者から認定自主回収・再資源化事業計画に従い収集運搬及び処分を行うことを委託された者は、みなし一般廃棄物処理業者又はみなし産業廃棄物処理業者となり、廃棄物処理法における一般廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）又は廃棄物処理法における産業廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）が適用される。

● 適用除外（第6章すべてについて）

家電リサイクル法、自動車リサイクル法及び小型家電リサイクル法において対象となるプラスチック使用製品

排出事業者による再資源化等（第7章）

○ 再資源化事業（サーマルリサイクルは対象外）

- a. 対象品：排出事業者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等
- b. 事業者1：排出事業者自ら（委託を受けた者を含む。）
- c. 事業者2：複数の排出事業者の委託を受けた者
- d. 委託行為：プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分

● 再資源化計画の申請・認定

bの事業者1又はcの事業者2が作成した再資源化計画を主務大臣が認定

● 廃棄物処理法の業許可

bの事業者1及びcの事業者2は収集運搬及び処分の業許可が不要となる。また、cの事業者2から委託を受けた者は、収集運搬の業許可が不要となる。

● 廃棄物処理法の規定適用

bの事業者1及びcの事業者2（委託を受けた者を含む。）は、みなし産業廃棄物処理業者となり、廃棄物処理法における産業廃棄物処理業者の規定（これらの規定の罰則を含む。）が適用される。

● 再資源化事業の適用除外

家電リサイクル法、自動車リサイクル法及び小型家電リサイクル法において対象となるプラスチック使用製品が廃棄物となったもの。